

○田代委員 政府側としましては非常によろしき面だけを今お述べになりましたが、現に私の長女も、次の娘も今小学校におりますが、いつも貯金の額が五円とか十円とかだと笑われるから、できるだけ百円とかなんとかに——でもらえぬだろうかということを言つて参ります。また貯金をしないと非常に顔がきかないというような面がありまして、私はやはりここに弊害も伴つておることはいなめないのではないかとと思う。従つてただよろしいからじやないやんおやりなさいということでは、政策にならぬのじやないか。それから

實際これは小学校の子供なんか全部
処理できる問題ではなく、当然学校の
先生方がタッチされて、いろいろ協力
されていると思うのですが、結局それ
だけ先生諸君の労働強化となり、事務
内容が非常に煩雑に、あるいはふえて
来る。そのためにかんじんかなめの直
接的な教育という面がおろそかになる
結果になりはしないか。それでなくて
も現在学校の先生諸君の仕事は非常
に煩雑で、しかも受持つておられる一教
室の生徒数も非常に多く、十分手がま
わりかねる。従つて学校では休みが非
常に多いというふうなことも出てくる
ことを、現実には子供を通じてよく
知つておるわけなんです、そういう
点に對し、政府はただ貯金という意味
での好ましき面のみを強調されて、大
いにやるべしというふうなことを言わ
れるとするならば、私ははなはだ遺憾
であると考えますが、なお見解を伺い
たいと思います。

○寺本政府委員 お答えします。当局
としては貯金の結果の優秀なもの
を表彰するくらい程度のことでありま
して、これを強制していることはござい
ません。学校の先生が直接授業にあた
つていろいろ学科を教えられるのも、
また貯金などの面を通じて勤儉貯蓄の
美風を実践的に教育されるのも、田代
委員の考え方とわれわれの考え方と、
見方によつて違ひます。田代委員は悪
い面ばかり引出して言つておられるよ
うですが、私たちは必ずしもそういう
ことは非常な弊害があるとは考えてお
りません。いんや先ほど申しました
ように貯金を強制的にやつておるとい
うことは毛頭ございせん。

○田代委員 非常に弊害があるという

ことではないけれども、事実そういう
ことがはつきり出ておることはいなめ
ない。私も二、三十年前小学校に行つ
ていたときにたしかこういうことをや
つて、十銭ずつ貯金しなさいというこ
とを言われたような記憶があるのです
が、これは子供の心に非常に強く響く
のです。隣の子供は百円持つて行つ
た、自分は五十円しか持つて行かな
い、また一銭も持つて行けないという
ようなことになりまして、デリケート
な子供の心理に及ぼす影響は非常に大
きいのであります。私は悪い面だけを
強調するわけではございせんけれど
も、少くとも政府としてはそのくらい
の親心は十分持つてやつていただかな
いと、むしろ教育の目的に反すること
になるというのを私ははつきり申し
上げておきたいと思ひます。

次に直接利上げの問題をも関連する
のですが、本年度における貯金の純粋
に増加される目標が新聞に書いてあり
ますが、昨年と比べてどういうふう
なつておりますか。

○小野政府委員 昨年度の貯金増加の
目標は四百億であります。本年度も本
予算におきましては年度当初四百億の
目標を持つたのであります。補正予
算で六十億を加へまして、四百六十億
が二十六年度の増加目標になつてお
ります。

○田代委員 新聞では六百二十億とい
うように書いてあつたと思ひますが、
それは間違ひですか。

○小野政府委員 六百二十億は二十七
年度の目標です。

○田代委員 すると先ほどの二十六
年度の四百億は、実際に達成された実数
でございせんか。

○小野政府委員 これは二十六年度内
に達成すべく増加を期待しておる額で
ありますから、先ほど申しましたよう
に、二十六年度につきましては補正予
算で六十億をプラスした四百六十億で
ありますが、すでに二月十一日現在を
もつてこれは達成しております。今日
のところは四百七十二億ばかりになつ
ておりまして、年度末までには五百億
を越えるのではなからうか、かように
見通しております。

○田代委員 こういうふうに純粋に増
加されるについては、政府としても努
力されておると思ひますが、その努力
の方法、それから二十七年に於ける
六百二十億が十分達成される見込みが
あるかどうか、またそれを達成するに
ついて、政府はどういう方法でやろう
としておるかという点をお尋ねいたし
ます。

○小野政府委員 従来から貯蓄目標の
達成につきましては、いろいろな施策
を試みております。郵便貯金の安全で
あり確実であるという宣伝はもちろ
んのこと、毎年度の目標の達成につま
しては、四半期別の増強対策を立てま
して、本年度においても第一次の増強
運動、第二次の増強運動といったぐ
うに、いろいろやつておるわけであり
まして、郵便貯金が非常に安全であり、
確実であり、便利であるという宣伝と
ともに、従業員をあげて貯蓄増強運動
に努力して参つております。来年度六
百二十億がはたして達成できるかどう
かという問題であります。実は本年
度の四百六十億の目標につきましては
いろいろ不利な条件がありまして、相
当その達成を危惧しておつたのであり
ます。その最大の不利な条件としまし

ては、貯金の一人当り預入の最高限度
が三万円という低い額にくぎづけされ
ておるということでありまして。もう一
点は郵便貯金の利率が、昭和二十二年
に改正されて以来全然引上げを見てお
りません。その間に銀行方面において
は前後六回に及ぶ利上げをしておりま
して、今日の段階では郵便貯金の利子
と銀行預金の利子とは、相当の懸隔
があるのであります。こうした不利な
条件にかんがみまして、本年度目標完
遂は非常に危惧したものでありま
す。幸いにして二十七年一月一箇月を
もつて百十億といつた非常な伸びもご
ざいますので、これでは利上げの問題
は相当早く上げられるだろうというこ
とを、非常に預入者の方も期待して
おります。そういう面のこともあるう
とも思ひますが、こうした不利な条件
をにないながら、危惧したしておりま
した四百六十億目標も年度末を待たず
して、すでに達成でき得るという情勢
になつております。来年度の六百二
十億目標は、今年度目標と比べて相当
大きな額にふくらむわけでありま
す。そこにわれわれの一つの条件とし
て、最高限度が本案のように引上げら
れ、利子の引上げがこの通りに認めら
れますれば、貯金増強に非常に役立つ
有効な作用をなすわけでありまして、
六百二十億達成必ずしも私も悲観し
ておらぬような状況であります。

○田代委員 直接郵政関係の従業員の
方からのお話を伺いますと、この目標
を達成しようとする、われわれにと
つては非常に労働強化になるというこ
とであります。もしベースも上げず
に、労働強化がこれによつて来るとい
うことになる、私たちとしてはこれ

は断固反対をしなければならぬわけ
であります。現在以上に労働強化に
はならないという見通しをはつきりお
持ちかどうか、伺いたい。

○小野政府委員 従業員の労働強化の
問題については、私も六百二十億と
いう大きな目標を持つても、さほど心
配しておらないのであります。と申し
ますのは、本年度において四百六十億
の目標を達成いたしますためには、あ
まりロードのかららない通常貯金に非
常に期待しております。従業員もも
つぱらわらじばきで、それこそほと
んの努力をしなければならぬ。定額
貯金、積立貯金の種目は、いずれも百
億を目標にしております。来年度六百
二十億の目標達成のそういった種類別
の目標がどうなるかという、定額貯
金では本年度の百億に對して、今年度
さらには三十五億ふやまして、百三十
五億を期待しております。積立貯金に
ついては本年度の百億よりもさらに四
十億引込めまして、六十億の目標を期
待しておるものであります。決してこ
れが従業員の労働過重になるとは考
えておりません。

○田代委員 私はただいまの御説明で
は納得ができないのであります。實際
にこれを担当しておられる従業員の方
から、そうではないかということをは
つきり言われますし、現在政府は行政整
理といひますか、端的に申しますと、
首切りということが計画されておるよ
うに承つておりますが、人員を削減す
る、しかも努力目標は五割も六割も増
加するということになりますと、当然
これは労働強化にならざるを得ないの
であります。そこで、お尋ねしたいの
ですが、そういう合理化方針を現在政府

はお持ちになつておるかどうか、現在の人員を減らすという意図は全然ないという答弁を私は期待したいのですが、この点お尋ねいたします。

○小野政府委員 貯蓄の増強につきましては、いわゆるそういう募集に当る人々の定員の充実にいうことが、非常に重要であることは問題ないのであります。私も、私としてもこの方面については、従来とも十分の配慮をいたしておるつもりであります。今回の行政整理にあたりまして、この方面は最も慎重に考えておるのであります。多少の減はありますが、ほとんど現状と大差ないわけでありまして。しかも六百二十億の目標のうち、先ほど申しましたように定額、積立といった従業員の負担になる分野を非常に低くいたしまして、通常貯金で三百六十五億といった非常に大きな額を期待しております。この通常貯金の増強については、いろいろ本省としても郵便貯金といった方面の伸びに役立つような施策をいたして参りたいと思ひますし、そういったことで従業員の労務の軽減になるような手を打つて参りたいと思ひます。これは制度の利用の周知であり、さらに今回御審議願つております郵便貯金の利子引上げ、こういったことが非常にロードのかららない貯金の増強に役立つものと確信いたしておる次第であります。

○田代委員 貯金関係だけでも約三千人の首があふなくなるといふことが、今従業員の方々によつて叫ばれてゐるのであります。そういうことはございませぬでしょうか。

○小野政府委員 貯金関係につきましても充分な整理はございますが、これは

ほどこまでも大引の整理ではないのでございまして、あるいは最近国税金の取扱いが非常に少くなつた、あるいは原簿の復旧がすでに百パーセントに近く参つておりました、そういう方面の処理の負担が非常に抜けて来るわけでありまして。そのほか従来非常にめんどろな仕事でありました貯蓄債券のいわゆる証券保管で扱つておりましたものを打切り、こういったようなことで、特に原簿諸官庁方面の処理が軽減されております。そういった方面で相殺いたしておりますので、貯蓄増強に当る郵便局現業員方面の負担につきましては、特にこれが過重にならないような配慮をいたしてゐるつもりであります。

○田代委員 大体見当はついてゐると思うのですが、何らかの理由によりまして計算されてゐる首の対象になる実数はどのくらいになるのですか。

○小野政府委員 概数にいたしまして四千名くらいであります。

○田代委員 私は三千名と承つておりましたが、四千名になると、これは非常にふえるわけで、大心配が起つたのですが、そういう場合に退職金制度をどういうふうにお考えになつてゐるのか。またやめたくないといつてやめられる諸君に対して、あるいはいづれにせよ非常に長期働いてやめられる者に対して、政府としては十分なる将来の生活の保障というものが必要になつて来るのですが、それに対する保障金あるいは割合率というふうなものはどういうふうになつておりますか。

○小野政府委員 御承知の通り今回の整理にあたりましては、私は人事部長担当ではございませぬので、人事部長

から御答弁申し上げるべきであります。が、私のわかつた範囲で申し上げますと、今回の整理は二段階に相なつてゐる次第で、本年度内つまり今年の三月三十一日までのものと、来年度に入りまして四月一日から六月三十日まで、こう二段階にわけております。前段の、今年度内に退職いたします者につきましては、普通の場合の退職手当の八割増しというものが支給されるわけでありまして。年度を越えまして四月一日から六月末日までの退職者につきましては、その八割増しが半減いたしまして四割増し、かようなことに相なつてゐるわけでありまして。

○田代委員 その八割というものは、別に甲乙なしに、どの退職者に対してしても八割おやりになる、こういうふうには理解していいわけですか。

○小野政府委員 その通りであります。

○田代委員 それをはつきり承つておきます。私は八割をやるについては、その中にいろいろ段階があつて、ある人にはそういうことになるが、ある人にはそうならないというふうなことをちよつと聞きまして。

○小野政府委員 今の割合には全然違ひはございませぬ。個々の人の俸給の月額には非常に差がありますが、かけられる割合は三月末までのものは八割、四月以降のものは四割、これには全然かわりがないのであります。

○田代委員 三月三十一日までには八割だが、それから後においては四割というものは、私はこれは非常に悪質な、早くやめないと君たちは退職金が少くなるぞ、だから早くやめることを申し出る、こういう非常にうしろからしり

をひつぱたい、巧妙に行政整理、首切りを完成する意図のように見えるのですが、大体こういうやり方をやつていいのですか、御意見を伺いたいと思ふのであります。

○寺本政府委員 これは単に郵政省だけのものではなかつて、今度の行政整理による政府全体のものとあります。私はやはり行政整理というものを一つの目標にしてやる以上は、この整理をなめらかにするために、そういう段階もやむを得ないだらうと思つております。

○田代委員 私は今の答弁はなほだ奇怪だと思ふ。なめらかにするならば、するがためにこそ六月三十日分に對しても、当然八割あるいは十割を支給すべきものである、こういう段階にされまうために、私はそこに非常に摩擦が起るを得ないと思ふ。これは郵政省だけの関係でありましようとも、あるいは他の全省の問題でありましようとも、当然の問題であります。従つてただいまのような、そういう政府のやり方がいかに不当なものであるか、また不合理なものであるかといふことが、私ははつきり言えると思ふのです。しかし一応これで私の質問を打ちつておきます。

○尾関委員 飯塚定輔君。

○飯塚委員 最初にちよつと数字の質問を局長にお願いします。今の目標を伺いますと六百二十億と承りました。が、定額の方は去年よりも三十五億をふやして百三十五億、積立の方は四十億マイナスで六十億、そうしますと今の田代委員の質問に對してお答えされたのは、通常貯金の方は三百六十五億というお話でしたが、これは私ども

勘定してみますと四百二十五億になるが、その数字はどうなりますか。

○小野政府委員 先ほど申し上げなかつたのでありますが、実は六百二十億のうち、今の通常貯金、積立貯金、定額貯金の利子に期待しておるものが――これは自然増であります。貯金の現在高に對しまして利子が入ります。この元加利子が入りますので、ちよつと六百二十億になるのであります。が、その元加利子は来年度六十億を見込んでおります。

○飯塚委員 それからこの定額郵便貯金につきましては、その期間内に貯金の払いもどしがあつた場合には、一般の利率よりも相当低い三分の利率を適用するといふことが大臣の説明のときになりましたが、具体的にその法文といひますか、条文といひますか、それをひとつ説明をお願いいたします。

○小野政府委員 ただいまの第十二条第一項の次に一項を加えて、今のような趣旨の規定を設けたら、かように考へております。従来は期間内の払いもどしにつきましても、何ら規定がなかつたのであります。そういった場合には、当初約束いたしましたものと同様な利子を払つて参つたのであります。が、御承知の通り積立貯金、定額貯金は、コストの面から申しましても相当高くつく関係もあつて、すでにそういったすえ置き期間あるいは一定の積立て期間を満了することを前提として採算をとつておりますので、その期間内――定額貯金で申しますと六箇月がすえ置き期間であります。三箇月かあるいは四箇月でおろされた場合には、約束の利子をつけることは実は採算上困難であります。そういった面か

ら長期の、当初の計画通りの預入を奨励いたしますとともに、期間内の払いもどしをその点から、厳正といつては悪いのでありますが、防止する意味合いから特に低くさしていただきたい、かように考えております。

○飯塚委員 二十六年度は貯金の特別会計において三十億の赤字が生じた。ことは昨年よりも通常貯金においても、積立、定額等においても利率が相当高くなつておりますから、二十六年度と比較しまして利息が非常に多くなるとは思いますが、その際赤字がどういふような結果になるか、その点お見通しがあるか。

○小野政府委員 二十六年度の元加利子は四十一億を見込んでおります。来年度は予算の面におきましては五十九億の赤字を計上しております。従いましてその差額だけの赤字がふえるわけでございます。経営の面から申しますとそれだけの負担に相なるわけでありまして、二十六年度から二十七年にはその間常貯金は増加いたして参つております。その分に対する預託収入も入つて参りますので、二十七年の状況は申しますと、二十六年度預託収入は五分五厘であつたのであります。二十七年は六分五厘、一分上つたもので計算しております。その関係から蔵出に不足を来しますものが四億二千八百万円ばかりあるものであります。これは一般会計からの繰入れになるという結果に相なるわけでございます。

○飯塚委員 一般会計からそれだけ繰入れになる。しかし資金運用部の大部分の資金は、郵便貯金、簡易生命保険の積立金等から来るのであります。大蔵省から、この預託収入という

か、これは二十六年度はどれくらいありますか。

○小野政府委員 二十六年度は五分五厘で計算いたしましてちようど百一億になつておりますが、そのベースは平均残高が千八百四十一億、かように見込んでおります。

○飯塚委員 そうしますと二十七年は六分五厘の計算になるわけでございますか。

○小野政府委員 さようでございませう。ただ平均残高が、日々貯金が増加しておりますのでふえて参ります。来年度六分五厘をかけるものになりまして数字は二千三百五億で、二十六年度の千八百四十一億に對しましてその差だけふえておるわけでございます。

○飯塚委員 それでよくわかりました。この利率をたぐさん上げるといふことは、私は零細なる貯蓄に對して非常にけつこうな事と思ひます。その点は田代委員と少し観点が違ふかもしれませんが、これは特に農村関係におきましては貯蓄に對して、郵便局の設けてある町村の場合だと、郵便貯金も自由になつても持つて行く。それからまた郵便局がなかつたりすると、隣の町あるいは村へ貯金を持つて行かなければならぬ。そういう場合を比べて、これは私の郷里の一つの農村の例でありますけれども、隣の町の郵便局へ持つて行つた場合は、一年間にきわめて少い貯蓄であつたけれども、役場で取扱う簡易郵便局が設けられた年は、短期間に百万円も貯金できたというところを言つて、その役場の取扱員も非常に喜んでおりましたが、こういうことは単に政府が中央に集めてその金をはかに使うのだということばかりでな

く、零細な貯蓄をする人に対して非常な便宜を与えるということから考へて、簡易郵便局その他の機関を将来とも十分にふやして行くことをお願いしたいこと、利率はできるだけの銀行預金の利率よりもむしろ上まわつたものに將來考へていただきたいと思ひます。なお先ほどの田代委員のお話にもありましたが、たとえば工場労働者とかそういうものは貯金などはあまりやり得ないというお話もありました。これは私の調べました戦争前の計算でありますけれども、昭和九年から十一年までの戦争の起る直前三年間を平均した資料によりますと、あの当時は月収が勤労階級で大体四十五円であつたが、そのよりやうな時代においても生活は今日よりはやりよかつたかも知れませんが、その四十五円の中からも、保険とか貯蓄などを合すると、大体一〇％以上になつておる。貯蓄だけでも三％くらいはできておつたという事実がたぐさんあります。そういう点から見ますと、先ほど簡易郵便局を設けたために農村の貯蓄がふえたということを申しましたが、零細な金を貯蓄するという気持は、農村であろうが工場であろうがみな同じだろつと思ひます。それから利率を上げるということは非常によいことであるから、くどういふものでありますけれども、將來ともこの利率を上げてやるということ、当局として十分に考へていただきたいと思ひます。なお資金運用部からの資金は、どういふ方向に流用されておるか、これは実はこの間大臣から大体のことは口頭で伺ひましたが、そういう資料がありまして、急ぐ必要はありませんが、將來われ／＼のところにだして

ただきたいということをつけ加えて、私の質問は終ります。

○田代委員 今資料の要求がありましてので私もひとつお願いしたいのです。が、先ほどお尋ねしました零細貯蓄者の階層なり総数というやうなものはつきりしないという科学的にならなないので、大体千四億をあげられておられることはわかつたのですが、その資料をお願いしたいと思つたのです。大体こういう調査を政府はされたことがありませんか。

○小野政府委員 貯金の仕事はこれは慣習でもございまして、預ける方も自分の家計の内容なり、そういうことに立ち入られることを好まないものであります。従いましてその人がどの程度の生活状況であるかということ、は、個々にわたつて調べておりませんので、今のやうな資料は正確には出しかねる。ただ郵便貯金の増勢としまして、創始以來常に金持の利用よりも、銀行の利用までは行かないが、非常に簡単に便利に利用できるという段階が利用しておるのであります。私ども役所で申しまして、銀行に預金している人はほんの寥々たるものであります。郵便貯金はたいいていやつていふ実情でありまして、主として勤労階層あるいは中産階級以下の人たちの利用の対象になつておりますことは、従来の平均から申しまして、またこの貯金が定期的な定額貯金、積立貯金といつたものでなくて、通常の貯金で、たとえば資金が割に長く預けられる、こういうやうな状況から見まして、この事業が商取引の対象あるいは有産階級の貯蓄の対象になつておらないことがうかがわれるのではないかと

思ひます。

○田代委員 そうすると何か資料らしいものはございせんか。中産階級の勤労者がやつておると言ひますけれども、勤労者にもいろいろありまして、あなたのように所得される方もあるし、全然貯金どころではなくて、借金ばかりふえている人もたくさんあります。その点はつきりする必要があると思ひます。

○小野政府委員 そういつた正確な資料は持合せございません。ちようどわれわれ庶民階級が利用しますやうなものではないかと思ひます。

○寺本政府委員 先ほど飯塚委員からの質問といひますか、希望といひますか、貯金の奨励、また貯金を初めその他いろいろ通信事業の便宜のために、郵便局をなすだけ増設しろというお話でありました。ただいまのところ郵便局並びに簡易郵便局の増設は、しばらく見合せているやうな現状でございませう。この通信事業が国家の独占事業であります関係上、地方民の非常に希望するところ、またはかから見て郵便局をどうしても設けなければならぬやうなところ、そういうところに特定郵便局を設けることは、以前と違ひまして、公務員という関係上、簡単に増設できないのであります。しかし私が今申し上げましたやうに、国家が通信事業を独占している、また地方民が非常に希望している、そういうことを考へて、どういふ方法で行けばよろしいか、たとえば簡易郵便局を町村あるいは農業協同組合というもののだけになくして、場合によつては個人にも認めたらどうか、また取扱業務を普通郵便局くらいに範圍を広めたらどうかと

いろいろ／＼な観点から、事務当局の御意見のような考えをもつて目下検討中でございます。

○石原(登)委員 予算書をもらつておられますので内容がよくわからないのですが、今日金貨、銀行、信託、あるいは無尽会社でもみなもつかつております。ところがひとり郵政省の郵便貯金事業に限つて、わずかにいへばわずかであつても、来年度も四億圓という金が不足になつておる。こういうことになつて来ると、私どもは一面に非常な利害があり、一面にはまことに遺憾に存する次第であります。来年度においても一部の預金の利子を上上げたにかかわらず、どうしてそういう結果が出て来るか、この点を大づかみでけつこうですから御説明願ひたい。支払いの利子の方は一応わかりませんが、郵政事業特別会計に繰入れている内容について御説明願ひたい。

○佐方政府委員 郵政事業特別会計の歳出の面では、二つあるわけでありまして、一つは支払い利子が今度十八億ふえるのでございまして、もう一つは郵政事業特別会計の繰入れ金が十一億ふえる、合せまして三十億くらい歳出がふえて来るわけでありまして、それが大きな原因でございまして、そのうち支払い利子につきましては、先ほどお話がありました通りでございまして、郵政会計の方で十一億ふえるのは、御承知のように二十六年の十月一日からベース・アップがあつたわけですが、二十六年度は半年分でございますが、二十七年度は全年分になるわけですが、それに伴ひまして、たとえば超過勤務手当にしても、勤務地手当にしても、ふえて行く。主として人件費の

増に應ずる経費が多くなつて来ておるわけでありまして、

○石原(登)委員 郵政事業に繰入れる九十六億の内容を、大まかでけつこうですから、たとえば人件費が幾ら、物件費が幾らというふうに御説明を願ひたいと思ひます。

○佐方政府委員 郵政事業に繰入れるところの九十六億のうち、直接貯金業務に必要な経費と申しますのは、実は非常にむづかしいのであります。私の方では直接貯金事業に必要な経費と、管理、共通でありますとか、衣料であるとかいふ間接費の分損金とわけて考へるわけでございます。ところがたまに歳出の面では地方貯金局、それから郵便局の貯金課系統の人件費は、貯金事業特別会計から入つて来る金と、直接国税金の取扱ひ等のために一般会計から入つて来る金、それらをまぜておりますので、しばらくの間を拝借して分計しないと、すぐには出て来ないわけでありまして、

○石原(登)委員 そうすると、たとえば一般の郵政事業の中には、先ほど言われた通り保険事業と貯金事業と郵便事業とありますが、これだけの事業を行うために、郵便局ならその郵便局をつくる建設費、あるいは維持経費といふものは、保険も郵便も貯金も、それぞれ分に応じてこれを負担してゐる、こういうことになるわけでございますか。

○佐方政府委員 郵政会計におきましては、建設勘定といふものをつくつておられます、その建設勘定は二十七年度は二十七億一千円予定しております。その内訳をいたしましては、減価償却費約十一億四千万円、損益勘定に

おける郵便益金六億二千万円、その他に郵便貯金特別会計、簡易保険特別会計、その他、他会計から建設勘定の分損金として四億五千万円もあつておられますが、それでも足りませんので、借入金金五億といふことで二十七億一千万円になつております。従ひまして建設に使用します経費は、郵便事業のみならず、貯金会計、保険会計、その他の諸会計からも全部負担しておるという事になつております。

○石原(登)委員 私がたゞいま質問しましたのは、実は簡易保険の限度引上げに關連しまして、民間業者の方から、簡易保険は官の設備を無料で利用してゐる面がある。そのために非常に経費が莫大というふうな意見の具陳もありましたので、この機会にお尋ねしたので、その点明瞭になりました。そこでこの四億二千万円というふうな赤字を出してゐる大きな原因はどういうところにあるのか、局長にお伺ひしておきたいと思ひます。

○小野政府委員 赤字と申しましては、私もこれは赤字とも考えないのではありません。御承知の通り貯金の金にいたしましては、保険の金にいたしましては、すべて資金運用部に預託しておるわけでありまして、資金運用部としてお集まつて来るわけでありまして、その運用の利回り關係に關して来るかと思ふのであります。来年度の資金運用部の運用の見通しをいたしましては、当初二十七億くらい黒字が出る。これは各預託金を五分五厘の利子をつけた上で、残りが約二十七億黒字が出る。これは一般会計に繰入れて、一般会計を潤すわけでありまして、郵便

貯金の面からいたしますと、五分五厘の収入をもつてしましては、本年度と同様、来年度においても約三十億一般会計から補填を受けなければならぬという結果になる。これはそれで行つても同じようなものであります。一般会計からの繰入れという形をできるだけなくするために、資金運用部会計として、現在許し得る限度の貯金についての預託利子を見ようというものが、一分上りました六分五厘でございます。

○石原(登)委員 一般会計へ繰入れを予定しておりました資金運用部の来年度の黒字は、全部貯金会計の六分五厘の一分の中に入つて参るわけでありまして、これでもまだ貯金会計として不足でございますので、一般会計より四億二千八百余万圓繰入れる、こういう結果になるのであります。資金運用部資金の運用利回りが現在より向上いたしますと、それだけ内容が改善されるという結果になるのじやないかと思ひます。

○石原(登)委員 この九十六の便の方については、相当研究もし、一応これについては妥協である。しかしながらこの貯金が国家目的のために使われておるために、その運用利回りがまだ実際に低く、こういうふうな了解していいわけですか。

○小野政府委員 結論をいたしましては、そういうふうにならうかと思ひます。

○石原(登)委員 そうしますとあなたの方に支払う利子は、今度六分五厘になるが、運用部で貸し付けておる利子は、今大体幾らになつておりますか。

○小野政府委員 これは大体の見当でございますが、平均利回り六分五厘弱

見当になつておるのじやないかと思ひます。

○石原(登)委員 そうなると逆さやになるわけで、六分五厘を支払つて六分五厘弱で運用することになると、国家としてたいへん損失になるわけでありまして、そうしますと日銀で今貸し付けておる利子は、大体どのくらいで貸し付けておられますか。

○小野政府委員 郵便貯金の預託利子六分五厘、これは資金運用部から見まして歳出になるわけでありまして、それと運用によりまして得ます利回りが六分五厘を下まわるといふことは、一見不思議のようにも思へるのであります。郵便貯金の資金が資金運用部資金全体のざつと六割くらいを占めております。あと四割のほかの預託利子は、五分五厘になつておるわけでありまして、その面を操作いたしますと、會計の方では収支と／＼、こういうことになつて来るのであります。

○石原(登)委員 今の答弁は、郵便貯金は全体の六割を占めており、あとの四割は五分五厘で支払つておるから、あとの一分の面から六分五厘弱の面を補う、こういう意味でありますか。

○小野政府委員 さうでございます。

いろいろな計算になります。

○石原(答)委員 そういうようなことになりまして、私はよほど郵便貯金の運用については考えなくては行けないと思う。政府があるいは資金運用部がそのように優遇しておるにもかかわらず、金額的にはわずかであつても、なおかつ四億圓も不足を来しておるといふことは、どこかに大きな欠陥がなければならぬと思う。こういうことでずつと運用されて行くということになると、これは従業員の志気にも相当影響を及ぼします。今日まで国家資金を運用されておるために、不当に郵政省に支払われるところの利息が助かつておるのだ。だから一般会計からある程度の金が入つて来ても、これは当然だ、こういうように了解しておつたのでありますけれども、そうでないといふことになりまして、貯金事業全体として再検討を行わなくてはならないという結論になつて来るわけでありまして、そこで今皆さんの預かつていらつしやるところの資金コストは、一体どのくらいになつておりますか。

○小野政府委員 郵便貯金のコストにつきましては、いろいろ変動もございまして、終戦以来漸次低下して参つております。一番高いときは二十三年度あたりで、九分八厘程度であつたのであります。漸次低下して来まして、本年度において七分二厘、二十七年年度予算におきましては大体六分七厘三毛見当になつてゐるわけでありまして、これは貯蓄の増強によりまして、現在高がふえるに従つて、コストは下つて来る。それだけではないに、郵便貯金の運用の合理化の面にもいろいろ努力しておるわけでありまして、漸

次このコストは下つて参りまして、將來は逐年下つて参る。現在の資金運用部の利回りの状況からいたしまして、その他郵便貯金、簡易保険、一切の利払いの關係から申しまして、漸次伸びて来る。こういう趣向をたどつて行くのじやないかと思ひます。

○石原(答)委員 これは金融上の常識ですが、資金プールの大きければ大きいほど、金融操作は楽であり、また利益も当然大きくなるわけでありまして、今日日本の銀行、金融機関、その他みな非常に利益をあげておる。そうしてそれらの従業員も非常にいい待遇を受けておる。ところがそういうような第一流の銀行にしても、あるいは信託会社にしても、資金プールといふものは郵便貯金と比べて非常に少ない。今の局長の答弁を聞いておると、資金プールが大きいならば、こういうようなコストは下るといふ御答弁ですが、二百億圓といふこの資金プールは決して小さくない。世界中どこを探しても、こんな大きな銀行はないわけでありまして、ところが現実においては銀行は全部もつかつておる。こうなると、何かちがはくるところが生じて来る。たとえば資金コストが高いか、あるいは利息が非常に安いという点ですが、私は今日まで利息は非常に安いと了解しておつたのですが、この了解は間違つておるのかどうか。もう一ぺん念のために、御答弁を願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 石原委員の御了解は、決して間違ひでないのをごさいます。私もさう考へてゐるのであります。今日銀行の資金コストは大体七分二厘見当になつております。しか

もいろいろ運営の実情を見ますと、銀行は非常にそろばんの合うような大都會しか店舗を持つておりません。郵便局はさういふ採算を度外視いたしまして、公共性の要請からも、当初からそろばんの合わないような山間僻地に多数の局を持つておるわけでありまして、その点から申しますと、本年度におきましては郵便貯金において七分二厘、銀行においても大体それくらいのコストが平均のようでありまして、決して運営の条件が悪い、かように考へておらないのであります。ただ先ほど申しましたような資金運用の実情がさういふ状況になることは、集積された資金の運用面におきまして、資金運用部の公共性を持つた運用の限度があるので、今銀行あたりの八分とか九分とかいふものより低くなつておる。そういう面から、経営上のさういふ切り詰まつた実情が出て来るのではないかと了解しております。

○石原(答)委員 ただいまの答弁の前後については、私は承服できない。山間僻地で事業を行つておるから、資金コストが高いというやうな答弁でありました。なるほどそういうこともあろうと思ひますが、今日の郵便局の配置状況から考へて、これが資金コストに大きく影響しておるとは私は考へません。この問題はいろいろ検討を加へたいと思ひます。

最後の方の、いわゆる資金運用という点については、ただいま局長の答弁の通りであらうと思ひます。そこで問題はここにあるわけでありまして、資金運用部の資金というものは、御承知の通り零細な国民の金を国家目的のためにきわめて低い利息で運用さ

れておる。しかもその金は集積されて、非常に大きな金額になつて、それがほんとうに国家を維持し、社会をつばに建て直すための一つの大きな原動力になつておるわけでありまして、ところが一面から考へてみますと、都会地における比較的財政的に恵まれた人たちの金といふものは、銀行預金その他によつて非常に有利に運用されておる。かやうになつてみますと、極論しますならば、日本の国の大きな目的のために、零細な国民の金が安い利子で犠牲的に運用されておる、こういうふうに考へられて来るわけでありまして、こういうやうなやり方はほんとうにいいものであるかどうか、私は大きな疑問を持つておるわけでありまして、この疑問に対して当局はどういうふうにお考へになりますか。この点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○寺本政府委員 石原議員の御意見もつともございまして、そこで資金運用部の資金の運用については、先般大臣からも答弁申されましたように、郵政省で集めた零細な郵便貯金あるいは簡易保険の積立金につきましては、なるべく地方の、しかも今まで貯金された庶民階級の福祉、利便となるやうな方面に使えるように、この運用権の問題を事務当局で検討中でありまして、できればこの会期中に提案をして御審議を願ふつもりで、目下鋭意検討中であります。

○石原(答)委員 どうも遺憾なことでありまして、これはどこでもさうですが、政治のやり方といふものは、都市に厚く、地方に非常に薄い。今度の貯金の問題にいたしまして、保険の問題にいたしまして、その通

りであります。われわれが年來簡易保険は郵政省に返せという主張をいたしておりますのも、こういう零細な契約者により多く国家的恩恵を与へたい、こういう心構えからであります。この郵便貯金運用につきましても、当然これを実施しておる郵政省当局として、さういふやうな零細な貯金者の利益を最大に考慮すべきである。こういう人の犠牲によつていふやうな国家施設を考へるというところは、私は誤りであらうと思ふ。むしろこれは財政資金によつてまかなわれべきものであつて、こういうやうな性格の金をさういふふうな運用することについては、私も非常に大きな異論がございまして、ですから今後はこの郵便貯金の運用についても十分考慮されたい。そしてさういふやうな零細な貯金を国民のためにより有利に、有利じやない、当然受入れらるべき恩恵は確保していただきたいといふことを、強く要望をいたしておきたいと思ひます。

次に奄美大島、沖縄その他が占領されて、現在も外国の占領下にあるわけでありまして、この間における郵便貯金の状況、それから払いもどしの状況、さういふものは大体どういふふうになつておりますか、ちよつとお尋ねいたしたい。

○小野政府委員 日本の領土を離れております方面の貯金の状況については、昭和二十一年一月三十一日を限りまして、御指摘の地域につきましては、昭和二十一年一月三十一日を限りまして、二月一日から日本の行政権が及ばない地域になつたわけでありまして、その前の貯金につきましては、これは要求があれば支払ひいたしております。行政権分離後の貯金につきましては、

これは従来の日本円をもつて預入したのもありますが、現地におきまして通貨の切りかえがございまして、B券との比率が二対三というような比率になつております。B円で預けたものもございまして、そして現在までにおきましてはB券の消長によりまして、そういったものを預け込んでいるわけでありまして、行政権分離当時における現在高、その後の預け込み状況等については、原簿が那覇にございまして、現在調査中でございます。

○石原(登)委員 そういふ地域の貯金の払いもどしについては一応支障なく行つておるといふわけですか。

○小野政府委員 行政権の分離後、日本円をもつて預けられたものにつきましては、いまだちに支払いを開始する段階には行つておりません。と申しますのは、今申しますようなB券との間に二対三の比率がございまして、日本円をそれと同様に二対三にするかどうかにも問題があります。現在におきましては、大体払い渡しについて日本円で預けたものに対しては、B券一円は一円で払つております。そこに今後決済上お互いに相談をしなければならぬ問題が残つております。

○石原(登)委員 同じ日本民族として、戦争中一緒に戦いましたというように多くの国民たちが、敗戦の結果心に反しまして、しかも今日では向うの信託統治下に入つておる。私どもその心情を考えますときに、非常に同情にたえないわけがございまして。しかもそういうような多くの諸君が、それこそつめの皮をはぐようにして預け入れられた貯金が、今日利用できない。また一部には占領下に入つたために、か

えつて非常に利益を収めたものでもないではないのでありますけれども、大部分の郵便貯金を利用しておる方たちには、非常に零細な方であるに相違ないと考えます。こういうような問題については政府は全力をあげて、多くの民たちが困らない、迷惑をこうむらないように御処置をお願いしたい。特にこの地域は信託統治になるわけでありまして、これはさらに一段と御配慮をお願いしたいと考えております。どうかこの点については積極的に早く解決をはかつていただきたいと思います。これを強く要望いたします。

それからもう一つお尋ねいたしますが、これも簡易保険と関連いたしました。貯金の繰り入れに限度が付けられておる。今回の法の改正も、限度の引上げとこの利息の改正がおもな問題であります。この貯金の預け入れに限度を付した理由は、今日私はずきりしないわけでありまして、この法を創設した当時の理由と、そういう理由が今日においてもまだあるのかどうか。勤儉貯蓄、特に貯蓄は国家百年の大計のため絶対必要であるというところは、今日間違ったことではない事実であります。そういうような貯蓄について、なおかつ一つの限度を設け、特に貯金については三万円というように限度を設けておる。今日までこれを看過しておつた私も重大な責任がございまして、当局のたいへん大きな責任だと思つて、こういう面について、何がゆゑに貯蓄について制限を加へなくてはならないか。この点の理由について御説明願いたい。

○小野政府委員 郵便貯金の限度の最高が常に押えられて参りました理由につきましては、私も想像いたします。特に、郵便貯金の性格が国民大衆、特に中華階級、庶民階級の貯蓄機関として誕生し、発展もして参つたわけでありまして、従つてそこにあるような政府の育成、あるいは恩恵というふうなものも付されて参つておるわけでありまして、郵便貯金の利子に税金が課せられないというふうなことも、その大きな恩恵であると思つております。そういう面から無制限に預入を許すという点につきましては、税収の面で難点がある。また郵便貯金本来の庶民階級の金融機関の立場を守る上から言つて難点があり、最高額に制限が加えられたのじやないかと思つて、御指摘の通り現在の三万円が、今日の経済状況から見まして非常に低きに過ぎるというところは、われ／＼よく承知しておりますのであります。昭和二十二年に、それまで一万円でありましたが、その後の状況から見まして、これを相当限度まで上げる必要は認めておつたのであります。この限度引上げに伴いまして、利子に対する税金の収入減、こういうことが常に問題になつて参つたわけでありまして、今回につきましても、どの程度に上げていいかという点については、いろいろ案があつたわけでありまして、税金等の面を見、二十七年度の歳入の關係とにらみ合せまして、十萬円見当なら税金を付さないで、十萬円以上になつては税収の面でやや懸念されることがあるというふうなことで、十萬円にきまつたような次第でございます。

○石原(登)委員 もう一点だけお尋ねいたします。現在三万円の限度ですが、三万円以上の貯金ができないという建前において、それ以上のいわゆる手持ちの資金はどういう方向に流れて行つたと思つてますか。たとえばここに私が十萬円の金を持つてゐる。貯金をしたいけれども、貯金は三万円しかできない。あとの七万円というものは大体どういふふうな流されておつたか御想像なさいますか。

○小野政府委員 制限額を越えますものにつきましては、どのように処理されておりますか、つまびらかでないのであります。あるいは相当部分がたす貯金のような形で、実際現在の資本蓄積の要請に沿わないで、遊んでいけるような面もありはしないかと想像しております。

○石原(登)委員 そういふような事態があることは非常にわれ／＼遺憾である。今日の日本に一番不足しておるのは資金である。しかも日本では今外資を導入しようといふことについて、相当の努力もしておりますが、外資もなか／＼思うように来ない。政治的にはわれ／＼外資を導入するために、とてい忍ぶことのできないようなことも忍ばざるを得ないというふうな時期において、こういうふうな大切な資金がたすの中で眠つてゐるということ、非常にわれ／＼としていたえられないことではあります。こういうものについては政府はよくお考えになつて、ひとり貯金といわず、保険についても十分に考えなくてはならない。こういうふうな国民的な資金は総力を上げて、今日こそ日本の再建復興に間に合せなければならぬのであります。これは簡単ないいかげんな考慮によつて、こういうふうな大事な資金が

遊ばされてゐるということは、非常に戒心すべきことだと考えるわけでありまして、特に私はこの地方の資金を根こそぎ吸収するという意味でなしに、ほんとうに国家要請に応じてこれを役立たせるといふ意味で、この地方の資金を吸収する方法について、機関としては、私はこの郵政省の郵便局の機関以外にはないと思つて、これはたゞ銀行がどのようになされても、あるいは保険会社がどのような努力をされましても、それだけの組織力とそれだけの活動範囲では非常に狭いのであります。こういう面からわれ／＼は特に郵政当局に期待するところが大きいわけでありまして、どうかこういう面については、幸いに保険局長もおいでの上でありますから、保険も貯金に準ずるものとして、この地方の資金をいかに有効に活用するかという点については、各段の研究と努力を要請いたしまして、私の本日の質問をこの程度で打ち切りたいと思つております。

○小野政府委員 まことに御理解の深いお説でございまして、私も非常に感激を覚えるものであります。われわれの当面なさなければならぬ問題について非常に叱咤激励を受けたことにつきまして、私も及ばずながら粉骨碎身して行きたいと考えております。

〔委員長退席、飯塚委員長代理着席〕

○田代委員 関連して一点だけ伺いたいのですが、ただいま庶民貯蓄の意義が強調されて、いかにして庶民の利益を守るかという点について、政府からも抽象的にお答えがございましたが、先ほど私が申し上げましたように

現在の再軍備情勢、場合によつては第三次大戦に無理やり持つて行かれるというような危惧も多々あるのではありません。そこで尋ねたいのです。この前の戦時中に愛国貯金という形が、庶民の金が相当吸い上げられたと思うのですが、そういうものが大体どのくらいあつたか、またいかに処置されたか、こういう点を尋ねたいと思います。

○小野政府委員 戦時中にそういうような金などのくらし集つておつたかというところは明確でございせん。終戦当時における貯金の現在高がどのくらいあつたかというところをお答え申し上げます。御想像いただきたいと思ひます。終戦当時における郵便貯金の現在高は、約三百九十九億といふことになつております。これがちやうど昭和二十年の郵便貯金として預け入れてあつた現在高でございせん。

○田代委員 この中には一般的なものもあつたと思うのですが、特に戦時中愛国的な意味で、そういう愛国精神を強調の上、募集されたものがあつたと思ひますが、どのくらいあつたか、その内訳はわからないのですか。

○小野政府委員 そういつた正確な内訳は、私どもの方で承知いたしておりません。ただ大体の大勢を推察いたしますと、銀行預金と郵便貯金との比率を常にいへる／＼見ておつたのでございせんが、昭和六年からつと十五、六年ごろまでの状況は、大体銀行預金に對しまして、郵便貯金の現在高は常に二四％ないし二五％程度でございまして、こういうところに大体比率を保つておつたわけでございせん。これが昭和十八年以後非常にふえまして、終

戦前当時におきましては大体三四％ないし三五％でございまして、そのくらゐの比率に上つたわけでございせん。郵便貯金はいろいろな政策で集められるわけでありまして、非常に大衆に親しまれる便利な制度だといふことで、たいへん愛された結果もありまして、銀行方面も同様であります。ふだんの場合よりも一層貯蓄をお勧めしたわけでありまして、そういう点から特に郵便貯金の面には、その制度上非常に愛されているので、たいへん伸びたと思ひますが、銀行との比率がそういうふうになつて来たといふことは、御指摘のような貯金に属するものがその中に相当あるといふことは想像はできますが、的確にどのくらいかといふことは、われ／＼としてその調査をいたしておらないのであります。

○田代委員 ただいまの説明では二四％付近から三四％ないし三五％といふことでありますが、戦時的な特殊情勢の中で、少くとも一〇％も増加しているといふことが言えるのであります。それを戦後にどういう形で処理されたか、何か特殊な処理方法をとられたかどうかといふ点をお伺ひいたします。

○小野政府委員 終戦後の整理といつては、別段ございせん。要求せられたものには要求に応じてすべて利子の支払いはしているわけであります。特に一般の預貯金におきましては、通貨措置が二十二年に行われまして、その当時一応第一封鎖、第二封鎖の区分はされたのであります。第二封鎖の面におきまして、この貯金が庶民階級の貯金であり、非常に零細な金が集ま

つていたという点において、一般の金融機関の第二封鎖に對する処理よりは、はるかに有利な取扱ひを受けている状況にあるわけであります。

○田代委員 そういふ貴重な金が凍結されるようなことに持つて行かれたことはつきりした事実で、ただいまの説明で幾らか一般の銀行預金よりは楽であつたという御説明ですが、先ほど説明がありまして、現在の貨幣価値の非常に下落しているときでさえ千円平均にしかならないといふような、そういう貴重な金が凍結されるといふことになりまして、とてもこれはたまつたものではないのであります。この際過去の経験から申しまして、今後の政府は凍結するとか、あるいはこういう庶民の零細な金を封鎖して、貨幣価値が非常に低下して安くなつた場合にこれを支払ふといふような、不當なことをするおそれがあるかどうか、全然これはやりませんといふことを今断言できますかどうか、この点を御答弁願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 ただいま御想像のよおな事態は、われ／＼現実には考えておらないのであります。かりにそういう事態が参りましたも、これは最も希望しない状態でありまして、世界各國いずれの歴史をひもといて見ましても、そういう措置はそのときの財政の許す限りにおきまして、国民のそのいつた経済的な犠牲を最小限度にとどめることが、事後の善処の段階であると思ふのであります。事前にそういうことが起きた場合にはこうするぞといふ措置は、われ／＼として考える余地はないと考えております。

○田代委員 はなはだこれはけしからぬと思ふのですが、非常に長期性も持つし、またかなり短期的のものであるとしましても、そういう貴重な庶民の金が、しかも過去において実際に凍結され、これを出さなければ米一升も買えないといふようなときでも五百円に押えるといふように、零細な国民に對して犠牲を負わせておきながら、またこの可能性は多分にあるといふことはつきり言えるのであります。それが当面したときにできるだけ御迷惑をかけないようにいたしますといふようなことが、政策になるかどうか。これはまた實際安心して国民が貯金をする気になれるかどうか。現在の答弁によりますと、はつきりこれは国民を欺瞞し、そして現在とにかく貯金しなさいと言つて集めて、その金を軍用にどん／＼つぎ込んで、貨幣価値が下落して、インフレになつた場合でもこれを押えて、いよ／＼不安定になつてお払いするといふことが現実に行ふことを、はつきり指摘したいと思ふのであります。従つて私は少くとも政府当局としては、そういう無責任な貯金政策を断固としてやめてもらいたいといふことを主張する次第であります。

○小野政府委員 現在の郵便貯金法は、前々回の改正によりまして、これは政府が補償するといふような項が入つております。この一端をもつてしましても、郵便貯金に對しまして政府がいかに国民に迷惑をかけないような決意を持つておるかといふことが、おわかり願へると思ふのであります。

○田代委員 決意を持つておるだけで、現実には實際において非常に迷惑をかけるということが問題なのです。こ

れは討論になつて、とても私は現在の政府では安心できないからやめましよう。

○石原（登）委員 議事進行について……保険の問題が議題になつていないので御質問していいのですが、きょうは時間非常に経過してあるようですから、くどく質問しませんが、でも、ぜひともいま一応お聞きしておきたいことがあるから、保険の問題をひとつ議題に供していただきたいと思ひます。

○飯塚委員長代理 その前に貯金の問題で通告がありますから、これを許します。受田君。

○受田委員 貯金の基本的問題については、他の委員各位からお尋ねがありまして、大体私の関心を寄せていた問題に触れております。私はこの機会に、二、三点だけ政府当局のこの改正案に對する意向を確めておきたいと思ひます。それは大衆の零細な資金を政府が一応吸収して、そしてこれを資金運用部で國家資金として運用するわけでありまして、今までの五分五厘のあてがい扶持を六分五厘に一分引上げた、この点において、引上げられた利子に充當する財源が出たわけであります。これが、これと関連して——保険の問題がこれから出るそうですが、この関連として他の、たとえば簡易保険及び郵便年金の積立金の利率は五分五厘で押えられておるといふことになるようです。この場合簡易保険や郵便年金の利率との差をつけることに、どういふ根拠を持つたのか。特に郵便貯金の利子を引上げることが、公共性を増大する上に必要であると認めて引上げたのか。あるいは簡易保険はこのままですえ置き

にした方が、他の民間保険を圧迫しない意味からいいたいのだということで、簡易保険の方や郵便年金の方を抑えるようにしたのか。この差をつけたことに對して、政務次官の御答を願いたいのであります。

○小野政府委員 ただいまの御質問でございますが、郵便貯金につきましては、特に保険よりも高い預託利率を將來認めようということではないのであります。これはどこまでも暫定措置で、五分五厘で不足する部分の補給ということになるのであります。これは二十六年度につきましても、一般会計からの繰入れで参つておるのであります。會計同士で申しますと、資金運用部の黒字が一般会計に入る、一般会計から、貯金は五分五厘で不足でありますので、それだけの補填を受けるというふうなことになるのであります。今年度も郵便貯金につきましても、預託利率を五分五厘にすえ置いて、資金運用部から一般会計へ黒字の額を繰入れ、郵便貯金會計の不足額は一般会計からそれだけの金をもらうということと、大してかわりはないのであります。そういつた各三會計内のたらいまわしをやるよりも、一応ここでちょうどその見当のものを、直接一般会計を通さないで資金運用部から郵便貯金特別會計に入れよう、これを逆算してみますと、ちょうど六分五厘ということに相なるのであります。決して郵便貯金、簡易保険、郵便年金の間の種類の性質上の違いというふうなことから参つておるのではないでございせん。

○受田委員 先ほど飯塚委員からお尋ねがありました、利率の問題であり、また、相当計画的に、定額郵便貯金や

積立貯金は預金者が考えてしてありますが、しかしそのすえ置き期間中、約東の期間を待たないで払い下げる場合は、三分の利率を適用するというところに改正されました。この三分の利率というものは、もう一箇月、もう二、三日で満期が来るというときに、借金の催促などに費められて、やむなくもう二、三日待たなくてはならないという立場の人が相当多いと思うのです。その点期間の狭くなつたものの場合と、最初からいつ払い下げるかわからぬが、一応定額にしておけという気持ちで入つたものと區別をしなければいけません。この趣旨弁明にありました解約の防止という意味から言いましたならば、この問題は、期間間近に迫つたものは、解約の意図で初め入つたのではないという意味で、何か差等をつける意図はないか。たとえば二、三箇月後に満期が来る、積立貯金の場合には二年となつておりますが、一年半を越えた部分に對しては三分二厘にするとか、あるいは定額貯金の場合には、三箇月越えた場合には三分六厘にするというふうな、解約防止にも当り、かつ貯金奨励にもなる、こういう施策はないか、お伺いしたいのであります。

○小野政府委員 御指摘の点、私もよくわかるのであります。そういつた措置をとることがあるいは合理的なのかも知れませんが、いろいろ従来の実情から見ますと、ほんとうに間近になつて払いもどしをされるものは非常に少いのであります。定額で申しますと、定額へ入つて一箇月か三箇月ぐらゐで払いもどされるものが多いわけでありまして、そういつたものの防止の点につきまして、利率としては私は

も三分が妥当だろうという結論に到達したのであります。そこに三箇月なら幾ら、四箇月なら幾らという段階を設けることは、非常に事務処理上いろいろな困難も伴いますし、お説の通りそういう例も皆無ではないと思ひますが、非常に不満足な結果には相なるわけでありまして、突は一律に三分ということに私も考えておるわけでありまして。

〔飯塚委員長代理退席、委員長着席〕

○受田委員 この問題は非常に重要な問題だと私は考えるのであります。積立貯金の場合には、一年半を越えた場合には、今まで苦勞したため来たものが、急に入学のためとか、病氣のために必要であるので払い下げるのであつて、差等を付けたからといつて、取扱いの上でコストが高くなるわけではない。一律に三分にするか三分六厘にするかだけであつて、従業員の人員の増加はやる必要はないのです。ただ期間を切つて、すでに六箇月以上には段階がついてあるのですから、最初の三箇月にほとんど解約がないということになれば、その次の三箇月に解約があるということになつても、それは非常にやむを得ない解約だということになるのですから、その場合の解約に對しては利率を高くしてやるといふのが、政治の大衆愛の現われだと思ひます。こういうことは例が非常に少いから一括してやるといふような形ではなく、そういう差等をつけて、少數の例外を救つてやるといふ立場があると思ひます。今までも實際解約の場合には、一番低い繰で一律に利率が付してあるのですから、これを一挙に見せし

めのために引下げるということは残酷に過ぎるのであつて、この場合段階をつけるのは簡単です。たとえば積立貯金は、一年を越えて二年までのものに對しては三分六厘、定額貯金の場合は三箇月を越えて六箇月以内のものは三分六厘、こういう段階をつければ、少數の例外を救つこともなるし、今までの解約の場合でも最低の利率を与えておつたのですが、その繰にも近づけることになると思ひます。この点あまりに大ざつぱにぶつとやつたということはいささか度が過ぎていなかつたかと思ひます。今しかたがなくというお言葉があつたのですが、この点差等を付することにどういふ支障があるのかというのを、差等を付した場合と付しない場合の長短について考えていただきまして、差等を付することによつて救われる場合、これによつて損をする場合の利害得失の問題を、お答えをいただきたいのであります。

○飯塚委員 それに関連して……受田委員のお説は、これは私も至当だと思つております。普通の一箇月預金したものに對しても、通常貯金であれば三分九厘六毛の利率を払う。ただ定期の貯金になりますと、あるいは通常貯金よりも手数料がかかるかもしれせんけれども、やはりその点は相当御考慮を願つてもいいことだと私も思ひます。この点つけ加えておきます。

○小野政府委員 私どもこの案をつくります場合にあたりまして、そういつた面をいろいろ考えたのであります。少くとも通常貯金と同率ぐらいの三分九厘六毛ぐらいの利率にすべきではないか、またさらにそういつた払いもどしの期間に應じ、段階別の考慮も考へ

てみたのであります。何分こういつた作業は地方貯金局でやりますので、ほとんど女子でやつておりますために、新陳代謝が非常にばいばいのでありまして、そういつた段階別の作業につきましても、大分能率上影響をいたすわけでありまして。実は昨年の六月利子の計算方法を改正いたしました。従來預け入れの月にはまる／＼利子をつけるといふふうなことになるのであります。その月、十五日までは利子をつけ、十六日以後の場合におきましては利子をつけないということにいたしましたのであります。これはわれ／＼から見ると何でも改正に見えるのであります。実際の作業には非常な手数料をかけております。そういうふうな面から考えまして、いろいろ議論が出たのであります。いたし方なく三分というようにいたしておるのであります。

また飯塚委員の御指摘の通常貯金で預け入れても三分九厘六毛、これが定額、積立について、払いもどしだからというのでそれよりも低い三分というのは、サービスの旨とする郵便貯金として、華仕の面を忘れてゐるのではないかと、ごもつともございまして、実は積立貯金の四分二厘の利子自体につきましても、これは採算上から申しましても相当に上まわつた利子でございまして。ことに郵便貯金としては、毎月こうした計画を立てまして、少額ながら二年積立て、二年先の郵便貯金の現在高に樂しみを待つて貯金をするので、こういう制度こそ郵便貯金としては最も着実な制度ではないかというところから、採算の点から無理があるのであります。四分二厘と

いう利子を付しておるような状況でありまして、これは直接のそういうこととの理由にはならないかもしれませんが、そういうことで非常に痛いところでありまして、払いもどしは一律に三分というところにいたしましたような次第でございます。

○受田委員 期間内の解約の問題は、非常に微々たる問題のように見えますが、長期の貯金を奨励する場合に、預金者を優遇する立場から、どうしても途中でやむなく解約する場合の保護規定を設けておかないと、たつた一人を捨てても政治の欠陥が生ずるわけになります。今政府でいろいろ考えてこれになったのだというお答えがあつたのですが、一般の銀行預金でさえも、期間内で満期直前というような場合には、それを担保にして普通貸付もしておるし、保険でもちゃんと普通貸付の制度ができておつて、契約者の貸付の道が開かれており、郵便年金でもこういう道が開かれておる。この点は、従業員が非常に苦勞をするという理由一本で今お答えがあつたのですが、なれば必ずそれに十分適応できるものでありますから、一年を越え二年という場合は、定額貯金の場合でも一年から二年、二年から三年という段階があつて、それがきつちと行つてゐるのであるから、むしろそういう段階をつけておく方が、これを取扱う人たちはちゃんととしてその感覚でやられるのだから、都合がよいのではないかと思う。決して負担の加重にはならない。なれば必ず適応すると思う。そうされない理由は、今申された理由だけからかどうか。これを取扱う人の場合を今例をあげておつしやつたのですが、ほか

に何か理由がありますか。

○小野政府委員 御指摘の通り、だんだんなればそういうことで整理も早くなろうと思つてゐます。しかし大体この方面の実際の作業に従事してゐる者は、二年ないし三年くらいでどんでん交代をして参るわけでありまして、そういう面から処理上恒久的にこれに

なれることは非常に困難だということもございまして、一面においては、銀行方面の例もいろいろありますが、銀行の方面では、担保にして貸付ということとはございまして、実際はなかなか払いもどさないものであります。六箇月定期を満期にならないのに払いもどす場合もあるものであります。この場合は、五箇月くらいになりまして、全然利子を付さず、無利子ということに参つておるのであります。これに右へならえする必要はないのであります。が、郵便貯金の面では、できるだけ利用者にとって利便なような制度を立てなければならぬことは、よく承知いたしておることでありまして、先ほど申しましたような原簿所管庁における作業に非常な困難性があるという面から、余儀なく解約の場合については三分という利子を創定したような次第であります。

○受田委員 銀行預金の場合には、その満期以前に払いもどしたものは全然利子を付してないという御答弁があつたのですが、普通の預金利子であるところの日歩は付しておるのではございませんか。定期預金を途中で払いもどした場合には、全然無利子ですか。

○小野政府委員 これは臨時資金調整法によりまして、利子を付さないことに相なつておるのであります。しかし

銀行によりましては、銀行のサービスとして、通常貯金利子の二分一厘見当の利子をつけているところもあり、また法令の定めるところによつて、全然つけないところもあるようでございます。

○受田委員 しかし証書を担保にしての貸付をしておるのでありますから、結局解約も満期まで待つて比較的高率の利子を支払つて貸付を受けるのも同じことになると思つて、この取扱ひをする従業員の過重負担という点のみを考へての問題であるとすれば、何とかこれは考へなければならぬ。これは従業員の諸君の声もひとつ聞いてみたいと思つておるのですが、同時に私は従業員の諸君も、こういう点のサービスについての積極的な協力を求めたい。しかも今の御説による三箇月を越え六箇月までの間の解約ということとがほとんどまだということになれば、もう郵便局の方で申進する場合に特にこれを指摘しておけばよいのだから、そのほとんどまだな場合を救う道が私は必要だと思つてゐます。それから三分という、三分九厘六毛に比べると格段の差のある懲罰的な利率が付されておる。これなども普通の預金の利子を支払つておる銀行も多数あるのですから、やはりこの程度までは、普通預金の利子くらいまでは払つてやるのが原則ではないかと思つてゐます。それによつて損する損害、國家の負担がどのくらいあるのか御計算もされておると思つてゐますが、これは微々たるものであると思つてゐます。

それからもう一つ、今まで法令上廃止された郵便貯金が、今度の法の改正で通常郵便貯金に振りかえられる、利率がそれで改善されるということになつております。ここに資料はいたしておりますが、今まであつた月掛貯金とか集金貯金というものは、現在どのくらいの額が残つておるものですか、それ／＼の種目について簡単にお答えいただきたい。

○小野政府委員 残念ながらそういう統計はとつておらないのであります。そういう関係で各種目別の金額がどのくらいあるかということ、分明でない次第でございます。

○受田委員 すでに法令上廃止された種類の郵便貯金を、通常郵便貯金とみなして取扱うということになつておる以上、政府には資料がなければいけません。資料がなくてこういうことを法律に規定されるということ、非常に不用意なことでありまして、たといこれがわずかであつても過去のものでありますから、現在郵政省として資料が整えられておらなければならぬと思つてゐますが、この資料を後日御提出いただきたいと思つてゐます。同時に今まで残つておつた昔のものを一括して、月掛貯金とかいうような名称をやめて、この四月一日から通常貯金というふうに台帳を切りかえられるものであります。これもお尋ねしたいと思つてゐます。

○小野政府委員 廃止された種目の郵便貯金につきましては、従来法律の附則で特別の定めをいたしておりました。改正の唯一の理由は、従来通常貯金の利子が御承知のように二分七厘六毛でありまして低いのであります。特にこういう廃止された種類の貯金につきましては、月掛貯金であるとか集金貯金であるとか、零細な金が規則正しく集つて来るというふうなもので、特に利子の点では非常に有利な利子を付しておるわけでありまして、そういうことから種類自体をいたしましては、月掛の取扱ひ、集金の扱ひというものは事務簡素化の線からやめておりますが、利子の面におきましては従来約束した通常貯金のもよりも高い利息をつけて参らないといけないのであります。そういう面から今回の貯金法の改正によりまして、廃止になつた特殊の貯金のいづれよりも通常貯金の利子には有利になるわけでありまして、そこでこの利子の特典に利子の点からのみ存置いたしておつたのであります。すでに附則で取扱ひについて特別の定めを必要としたしませんでしたので、全部通常貯金とみなしまして、通常貯金の三分九厘六分とするところになるわけでありまして、事後の処理をいたしまして、貯金通帳は全部通常貯金と同様な取扱ひをいたして参るのであります。従いまして件数、金額等が分明でございます。支障を来すわけのものでもございせんし、限度の關係につきましてはそのまま通常貯金の預入のものとして処理されるわけでありまして、

○受田委員 廃止された種類の郵便貯金で、月掛と集金と共同とは昭和十六年十二月一日に廃止されております。郵便貯金は十年間預け入れがない場合は、あるいは利子の請求をしない場合を除いておりますが、この月掛貯金、集金貯金、共同貯金はすでに國庫の収入になつてゐるのであります。

○小野政府委員 時効の面から申しますと、御指摘の通り十年間で時効は一応なくなりまして、やうな状況でございます。

すが、しかし時効にかかりましてそれが効力がなくなり、国庫に帰属いたしますためには、その前に一応郵政省から預金者本人に対して、その旨を通知して、将来継続される意思があるかどうかを催告いたしているのではありません。従いましてそれが済みませんと、たとい十年を経過いたしましたとしても、国庫に帰属しないような実情になつております。

○受田委員 昭和十六年に廃止されておりますから、それから十年経つて昨年はこれの催告をしてあるはずですね。そうするとその催告の結果、報告がないものは当然処理されなければならぬのではありませんか。

○小野政府委員 厳密に申しますと、もうすでに催告済みになつておられないではないのでありますが、いろいろ処理の都合から申しまして、ちょうど十年になりました。すぐ催告にならないものも相当あるようでございす。従いましてたとえば十一年、十二年たちまして、まだ催告も行かない、貯金としてはそのまま生きているようなものもあるわけでございす。

○受田委員 十年たつて催告をして、しかも何ら報告がないものに対して、まだそれを処理しないでおくとすれば、その最終期限はいつになるのでしょうか。

○小野政府委員 これは政府側の一方的な意思にそういつた時効がかつておるわけでもないとして、十年なら十年の期間が経過すれば、それで時効にたちまちかかつて無効になつてしまふというわけではないのであります。無効になるためには、政府の一定の催告という行為があるのであります。これ

が延びますと自然失効にならない、まだ生きた郵便貯金になつておる状況でございまして、しかもその催告も十年たてば必ずやらなければならないというように政府に義務づけられたものではなく、催告をしてそれを失効せしめることができる、こういう状況になつておるのであります。

○受田委員 特別すえ置郵便貯金というものも二十六年に廃止されておりますが、これは例の弾丸切手のことであります。

○小野政府委員 さようでございす。

○受田委員 このような額から言えばきわめて零細な貯金がいままで貯金局に業務が残されて、それに長く煩わされておることは、きわめて少数の例外にしかすぎない期間内の解約の問題さえも従業員の負担だと仰せられる当局において、このような零細な科目の貯金が九つありますが、この九つで今お聞きしてみるときわめて寥々たる数しかないと思ひます。この寥々たる数に煩わされて、従業員に非常に労働強化をさせておることに對して、何とか処置をする道はありませんか。

○小野政府委員 こういつた種類のものについては、早く全払いをしていただくとか、新しい通帳に書きかえるようなことができればいいのであります。が、その前に催告の手続等も全部にわたつてやらなければならない。その関係の処理にも相当な人手を要します。で、ぼつ／＼やつておるといふような状況でございす。ただいまこういつたものが残つておるために、日常従業員を煩わす面はほとんどないのでございまして、こういつた件数は、日常常

に扱う原簿とは區別して保存してございす。

○受田委員 各地の地方貯金局を視察した際にも、残された証券の取扱いに貯金局は非常に苦勞しておることを私は確かめておるのであります。あのような証券の残務整理の問題にしても、このような問題にしても、何とか早く処理済みにして、新しい角度からの貯金の事務にかえさせたいと思ふ。その点で本人に催告し、督促しても、なお返答のないものをいつまでも置いておくことはやめて、督促をしてその期間内に返答のなかつたものは国庫に帰属するといふ、この法律を適用していいと思ふ。貯金しておられる方も、十年昔の五円や六円の貯金に未練を残しておる者はありません。こういう意味から、従来の古い形のものを一掃して、当局も新日本の息吹を味わわれるようにしていただきたい。ですからこれはあなたの方できつと整理してしまつて、本人に切手のようなものでも送つてあげるようにして、処理済みにしていただいたらどうでしょうか。こういう形でもおとりになつて、従業員の負担を軽くしてあげるようにしていただきたいと思ひます。

○小野政府委員 お説もつともでありまして、貯金事業運営の合理化をはかるためにも、ただいま御指摘の点は必要であらうと思ひます。即刻そういった方面を研究して、何とか御趣旨に沿えるような措置を考えてみたいと思ひます。

○受田委員 もう一つ、わずかな貯金の利子が全払いをしたあとに追いかけてやつて参りますが、こういうものは預金者はほとんど忘れておるのです。

こういうときは、その利子に当る部分を切手にしてでも送つてやるとかいうような形、あるいは何とか適当な方法で簡素化していただきたい。たつた五円の利子を書くのに、従業員の負担をどれだけ重くするであらうか。また五円の利子をもらいに行くために十五円も電車賃を使つては、貯金者も採算が合わない。こういう業務が貯金局に残されておることは、時代感覚のずれがはなはだしきものを感ずるのであります。この点もあわせて聞いておきたいと思ひます。

○飯塚委員 今受田委員の御注意に關連して、政務次官に特に御忠告を申し上げたいことがあります。昨年六月、郵政関係の国政調査に参りましたときに、受田委員は函館の貯金局において、この点を強調され、報告にもあるはずでありますから、将来われ／＼の国政調査に關して提出した資料に対しては、当局においては十分御留意の上で、こういう改正の問題にそれを反映させていただきたいと思ひます。そうでない場合は、国政調査も何らの意味もなさぬものとなるのですから、この点特にお願ひしたいのであります。

○寺本政府委員 御意見尊重して善処したいと思ひます。

○尾関委員長 次に簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き質疑を継続いたします。石原登君。

○石原(登)委員 本日は時間がありませんから、簡単に要だけ申し上げておきます。答弁はこの次でつけようであります。この保険の審議を始めましてから、政府の提案理由の説明を聞き

ましても、八万円を政府が提案されたという根本の理由がきわめてあいまい模範として、われ／＼はどうも了承ができない。本委員会では簡易保険の限度五万円があまりにも低過ぎるというので、たび／＼論議をいたしました。なお一面には、社会政策については非常に冷淡であるといわれておるところの自由党ですら——自由党は決してそうではありませんが、すでにこの金額については二十万円から二十五万円というものを提出しておる。にもかかわらず、政府が今度提案されたものは、驚くなれ八万円という数字であります。こういうものの根拠について、たびたび同僚議員から質問をしてありますが、政府の答弁はその根拠がはつきりしておりません。大体どこに基礎を置いてこの八万円という数字を持つて来られたのか、その根拠を明らかにお示し願ひたい。われ／＼この問題を検討する前にどうしても考えなくてはならないのは、まず第一番目に、簡易保険に加入する対象となる階級の人々の加入意欲と購買力の變化を考えなければならぬ。さらに第二番目には、死亡した場合に、今日の状況において大体どのくらい費用がかかるかということも、当然考へてやらなければならない。

第三に、民間保険との関係も十分考へてやらなくてはならない。第四に、この保険運営にあつたつての従業員の立場も考へてあげなくてはならない。そうして一番大きなものは、創始当時の精神、すなわちその対象になる人々に対する社会保障の制度が、さらに健康に拡大強化されて行くことでなければならぬ。ところが今日審議の過程を見ておると、あまりにも政治的な考慮

が払われ過ぎて、提案理由はまことにあいまい模糊、不明朗な感が深いわけでございます。われ／＼は民営保険の助長についてももちろん協力はいたしますが、多くの国民の利益と福祉を無視して、それを犠牲にして、営利事業の利益を保護しなければならぬという理由もなからうと考える。以上二つのことを申し上げて、この次の委員会においては八万円を出された根拠をお示し願いたいと思う。でないと、今までの答弁はまるでしどろもどろであつて、これでは委員会としてはもちろん修正するのもやむを得ないという段階に來ているようでありますから、さらにあなたの方の加えられた政治的な考慮、またその根拠についても、十分納得の行くような説明をする資料をお持ち願いたいということを要求いたしておきたいと思ひます。

○受田委員 簡易保険局長さんに一言だけお尋ねいたしまして、できれば御答弁なり、またあとでお答えいただいてもけっこうだと思ひます。

私は簡易保険に關連して、郵便年金が少し取り残されておる感じがします。この点について、簡易保険が今度最高制限額を引上げ、それからまた郵便貯金と同様の措置をとると同時に利率の引上げをやつたのでありますが、郵便年金は依然として従来の比率で置いておく。その制限額も現在のままで置くこととおるのか。さなきだに郵便年金は大家から親しまれない年金として、その加入者もきわめて寥々としておることであるし、政府から出された資料を見ましても、異常の發展を遂げたとはありますけれども、昭和十九年、二十年ごろから見ると、契

約件数もむしろ減つておるし、それから金額においてもまことに微蹙してゐるにすぎないので、この点政府として、郵便年金に対する考え方はどういうものがあるのかお伺ひし、同時に非常に顯著な發展をしたとかおつしやつておるが、この表を見ると、契約が昭和十九年、二十年ごろを頂点として、漸次低下いたしまして、二十三、二十四、二十五、二十六とも、百六十二万件数に下つておる。こういうことを考へたときに、これはまま子にしておられるのかどうか、伺いたないのであります。

○尾関委員長 御答弁は次会において承ることにいたします。

本日の質疑はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和二十七年三月五日印刷

昭和二十七年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所